

## 有料登録制・登録手続き

### 有料登録制

#### 登録料

スポーツ少年団に加入するためには登録料が必要です。市区町、都道府県、日本スポーツ少年団が定めた登録料を加入申請のとき一括して納めていただきます。登録料は、以下の通りです。

日本スポーツ少年団へ・・・

年間団員・・・	1名	300円
年間指導者・・・	1名	700円

佐賀県スポーツ少年団へ・・・

年間団員1名・・・	1名	200円
年間指導者1名・・・	1名	500円
年間役職者・・・	1名	1,200円

#### 登録承認

登録が承認されると、ここで初めて〇〇スポーツ少年団、スポーツ少年団員、スポーツ少年団指導者として正式に認められるわけです。

認定の証として、

団・・・認定証（新規登録時のみ）と認定リボン  
団員・・・団員章（ワッペン）  
指導者・・・指導者章（ワッペン）と指導者登録証（カード）

また、市区町、都道府県スポーツ少年団役職員には、指導者〈役職員〉登録証（カード）が各々交付されます。

そして、登録した団には、日本スポーツ少年団の少年スポーツ誌「Sports JUST」が、年10回代表指導者宛に送付されることとなります。

スポーツ少年団のシンボルは団旗です。全てのスポーツ少年団は、このシンボルである団旗を保持しなくてはなりません。

このようにしてスポーツ少年団のメンバーになると市区町、都道府県、日本スポーツ少年団が実施するさまざまな行事に参加することができます。（平成19年度の活動については、佐賀県スポーツ少年団活動をご覧ください。）

#### 登録の有効期間

登録の有効期間は、毎年その年度末（3月31日）までです。団では、新たな団員や指導者等を加えて毎年登録更新の手続きを行わなければなりません。

## 登録手続き

各単位団が、市町のスポーツ少年団へ登録するには、

- 〈1〉 登録用紙 (桃色)
- 〈2〉 指導者登録名簿
  - ・有資格指導者用 (アイボリー色)
  - ・資格なし指導者用 (藤色)
- 〈3〉 団員登録名簿 (空色)
- 〈4〉 市区町スポーツ少年団登録用紙 (レモン色)
- 〈5〉 市区町スポーツ少年団役職員登録用紙 (鶯色)
- 〈6〉 追加登録用紙 (白色)

の用紙が必要です。これらの用紙はそれぞれ

- A 単位団保管用
- B 市区町スポーツ少年団保管用
- C 都道府県スポーツ少年団保管用
- D 日本スポーツ少年団保管用

の4枚となっています。各単位団、市区町スポーツ少年団においてコピーして保管しておいてください。

※ 登録用紙につきましては、最寄りの市町体育協会スポーツ少年団事務局へお尋ねください。